

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社の基本的な考え方として、コーポレート・ガバナンスは企業の競争力、信頼性を保持し、企業価値を高めるために必要なものと捉え、その充実により株主をはじめとする多くのステークホルダーの皆様方に、より高い満足感、信頼感を感じていただくとともに、経営上の組織や仕組みの整備を心がけ、必要な施策を適宜実施することが経営上の重要事項と考え取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社高松コンストラクショングループ	43,134,500	72.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	970,700	1.64
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	788,016	1.33
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	647,200	1.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	570,200	0.96
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	561,000	0.94
クレディ スイス アーゲー チューリッヒ エーアイエフ フアンズ	431,100	0.72
青木あすなろ建設協力工事業者持株会	424,778	0.71
ゴールドマンサックスインターナショナル	336,035	0.56
バンク オブ ニューヨーク ジーシエム クライアント アカウント ジェイビーアールデイ アイエスジー エフイー エイシー	256,970	0.43

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	株式会社高松コンストラクショングループ (上場:東京) (コード) 1762
--------	--

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針更新

当社の親会社は持株会社である株式会社高松コンストラクショングループで、当社の株式を72.98%保有しております。
当社と同社の間に重要な取引はありません。
同社および同社傘下の各社との取引条件については、一般の取引条件と同様に市場価格等を十分勘案し、交渉のうえ決定しており、当社ひいては当社の少数株主の利益を害することはないと考えております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情更新

当社は、高松コンストラクショングループの傘下企業の中で中核企業として位置づけられております。
高松コンストラクショングループ傘下の各社は、互いに異なる事業形態を活かしつつ、技術面・営業面・人的交流において相互補完的なグループ連携を進め、互いの企業価値の向上を目指しており、グループの企業理念および憲章に則り、「独立自尊」「協力競争」の精神で独立した企業経営をおこなうことを基本方針としております。
なお、当社の取締役11名、監査役4名のうち7名が親会社で役員を兼務しておりますが、当社の経営につきましては独自の経営判断にもとづき意思決定しており、親会社から一定の独立性が確保されているものと考えております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	25 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
妹尾 泰輔	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
妹尾 泰輔	○	独立役員	他社での経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していること。当該社外取締役と当社の間に特別な利害関係はないため、独立した立場から忌憚のない質問や意見を得られると判断し、招聘しております。また、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数 更新	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人と監査役会は、事業年度開始時に監査体制および監査計画について協議をおこなうとともに、定期的に監査状況報告会を実施し、また必要に応じて随時会合を持ち適宜意見交換をおこなうなど、相互連携をはかっております。

内部監査部門として代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しており、その監査活動を通じて内部統制機能の強化に努めております。内部監査室の人員は1名ですが、監査の内容により、その業務に通じた社員を補助者として選任し、法令、社内規程、経営方針、経営計画にもとづいて業務運営ならびに財産保全が適切におこなわれているかを監査しております。

監査役会および内部監査室は、定期的に意見交換をおこない、各監査業務が効率的かつ実効的におこなわれているか相互に確認をしております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数 更新	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
齋川貞夫	他の会社の出身者													
榊田隆治	他の会社の出身者													
朝田純一	他の会社の出身者													
関 房雄	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
齋川貞夫		——	他社での総務部長、経理部長、執行役員等の幅広い実務経験と専門知識を有していること。当該社外監査役と当社の間に特別な利害関係はないため、独立した立場から忌憚のない質問や意見を得られると判断し、招聘しております。
榊田隆治		税理士	税理士としての豊富な経験知識と高い識見を有していること。当該社外監査役と当社の間に特別な利害関係はないため、独立した立場から忌憚のない質問や意見を得られると判断し、招聘しております。
朝田純一	○	独立役員	他社での取締役、社外監査役としての豊富な経験を有していること。当該社外監査役と当社の間に特別な利害関係はないため、独立した立場から忌憚のない質問や意見を得られると判断し、招聘しております。また、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し独立役員に指定しております。
関 房雄	○	独立役員	他社での執行役員としてCSR・コンプライアンス分野に携わってこられ、その豊富な経験と見識を有していること。当該社外監査役と当社の間に特別な利害関係はないため、独立した立場から忌憚のない質問や意見を得られると判断し、招聘しております。また、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	3 名
--------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現段階で特に必要性があるとは思っていません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2015年3月期における役員報酬は、取締役147百万円、監査役16百万円であります。
うち社外監査役に対する報酬は16百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会で承認された取締役の報酬総額の範囲内において、取締役会で承認された方法により、業績および経営環境を考慮し決定しております。

監査役の報酬は、株主総会で承認された監査役の報酬総額の範囲内において、監査役会における監査役の協議により決定しております。

なお、株主総会で承認された取締役、監査役の報酬限度額は次のとおりであります。

取締役報酬限度額：年額2億5,000万円以内(うち社外取締役分3,000万円以内)

監査役報酬限度額：年額5,000万円以内(うち社外監査役分3,500万円以内)

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

管理本部長が監査役会の事務局としての任にあたり、監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、同使用人を置くこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役会設置会社です。業務執行にあたっては執行役員制度を導入しており、経営と業務執行の分離および透明性の確保に努めております。取締役会は定例取締役会のほか必要に応じて臨時取締役会を開催し、当社の経営にかかわる重要な事項や法令で定められた事項について意思決定をおこなっております。

また、監査役に独立性が高く専門性の高い監査役を選任し、監査役監査を支える体制を整え、会計監査人とも連携強化することで、監査役の機能を有効に活用し、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めています。

各機関の状況は以下のとおりです。

1. 取締役会

取締役会は、取締役11名(うち、社外取締役1名)から構成され、株主を代表して企業価値を最大化するという認識のもとに、会社法上要請される事項の決定をはじめ経営方針・戦略の最終決定等をおこなっております。

2. 監査役会

監査役会は、社外監査役4名から構成され、各監査役は、監査役会が策定した監査計画に従い、内部監査室と連携をとり事業所への往査をおこなうほか、重要な会議への出席や、取締役および会計監査人に報告を求めることで、取締役の職務執行につき厳正な業務監査をおこなっております。

3. 会計監査人

当社は会社法にもとづく会計監査および金融商品取引法にもとづく会計監査に有限責任 監査法人を選任しており、適正な監査を受けております。当社と同監査法人または業務を執行した公認会計士との間に特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外からのチェック等の観点から、社外取締役1名および社外監査役4名により、経営の監視機能の面において十分に機能する体制が整っていると判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2015年3月期定時株主総会の招集通知は株主総会開催日の16日前の2015年6月2日(火)に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	2015年3月期定時株主総会を2015年6月18日(木)に開催しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	IR活動については、アナリスト、機関投資家、新聞・専門誌等の個別取材に応じております。 また、2015年6月1日に、日本証券アナリスト協会でアナリスト向け決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	弊社ホームページにおきまして、決算短信、有価証券報告書、四半期報告書および決算説明会資料ならびに決算情報以外の適時開示資料を開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部長をIR担当として選任し、経営管理部をIR担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの「より高い満足感」を得ることを経営目標とする企業理念カードを全社員に配布し、全社員の意識の徹底をはかっております。さらにステークホルダーの信頼確保を倫理規程に定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保護を倫理規程に定めております。さらに環境方針を定め揭示するとともに、環境方針にもとづく環境マネジメントシステムを運用・維持し、環境安全、汚染防止に努めております。また地域貢献および環境保全の一環として、全国各地の清掃、草刈等ボランティア活動に参加協力しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

会社法第362条第4項第6号および第5項にもとづく、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するための体制については、2006年5月10日開催の取締役会で決議し、その後適宜改訂しております。直近では、2015年4月14日開催の取締役会において改訂を決議しております。

基本的な考え方は以下のとおりであります。

1. 取締役会は、「取締役会規程」および「決裁規程」にもとづき、その職務の執行をおこなうにあたり、法令、定款、企業理念および諸規程に則り行動し、その職責を果たすこととしております。
2. 取締役会が企業倫理および社会的責任に照らし、善管注意義務違反、不作為による忠実義務違反がないから検証することが使命であると位置付けております。
3. 企業集団における業務の適正を確保するための体制について、持株会社である株式会社高松コンストラクショングループの一員として、企業集団の一体感を形成するため、TCG(高松コンストラクショングループ)企業理念および憲章を定め、各社が企業理念にもとづいて適正かつ適法な企業活動をおこなうこととしております。

また、整備状況については、以下のとおりであります。

1. 当社および子会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(a) 当社グループでは、取締役は、「取締役会規程」および「決裁規程」にもとづき、その職務の執行をおこなうにあたり、法令、定款、企業理念および諸規程に則り行動し、その職責を果たすこととしております。
(b) 当社グループでは、取締役会が企業倫理および社会的責任にたらし、経営方針およびその執行方法に適法性、妥当性、相当性の欠落はないか、善管注意義務違反、不作為による忠実義務違反がないから検証することが使命であると位置付けております。
(c) 当社および子会社の内部監査部門は、連携をとって各社の内部監査を随時実施しております。
(d) 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるあらゆる反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度で臨み、関係遮断を徹底しております。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は、取締役会の決定に関する記録について、「取締役会規程」「文書管理規程」および「機密文書管理規程」に則り作成保存および管理しております。
3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
(a) 当社グループでは、各社が損失の危険の管理に関する事項は、「決裁規程」および「リスク管理規程」に定めており、重要事項については取締役会で決議しております。
(b) 当社は、子会社の重大なリスク発生等を把握し、グループに影響を及ぼす事項を統括しております。特にリスクが高い事項については、子会社の取締役会で決議する前に、当社へ報告することとしております。
4. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(a) 当社グループでは、取締役会は、執行役員を任命し経営と業務執行との分離をはかることにより、取締役会の職務の執行の効率性をはかるとともに、執行役員の業務執行が経営方針と合致しているか検証し、目標実現に向けて指導ならびに指示をあたえております。
(b) 当社は、取締役会の審議のさらなる活性化と、ガバナンスおよび経営監督機能の強化のため、社外取締役を選任することといたします。
(c) 当社は、子会社の取締役会が適切に意思決定をおこない、チェック機能を果たすよう支援し、その決議事項が適正なものであるかを管理しております。
5. 当社および子会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(a) 当社グループでは、社員全員に「企業理念」カードを配布し、日々唱和をおこない、企業理念に則った行動をとるよう努めております。
(b) 当社グループでは、共通のグループ報やコンプライアンス委員会から役職員全員に法令遵守が企業活動の前提であることを繰り返し伝え、役職員の法令、定款および諸規程の遵守についての周知徹底をはかっております。
(c) 当社および子会社の内部監査部門は、連携をとって各社の内部監査を随時実施しております。
6. 会社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(a) 当社グループは、純粋持株会社である株式会社高松コンストラクショングループの一員であり、当社が当社の子会社の業務執行に係る事項についての支援および管理をおこなうこととしております。
(b) グループとしての一体感を形成するためTCGグループ憲章に従い、各社が共通した企業理念にもとづいて適正かつ適法な企業活動をおこなうこととしております。
(c) グループ各社が相互に緊密に連携をとり、子会社の自主独立による発展をはかるとともに、グループトータルの企業価値の増大をはかるため、「親会社と子会社に関する規程」を定めております。
(d) 当社主催のAAG社長会を定期的に開催して、実効性を高める体制をとり、各社の業務の適正の確保に努めております。
(e) 当社は、子会社が報告すべき事項を定め、定期的あるいは発生の都度報告を受けております。
7. 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が、職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて、同使用人をおくこととします。
8. 監査役が職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(a) 補助者に対しては、監査役が直接、指揮監督し統括することとしております。
(b) 補助者の監査役補助職務に係る人事評価は監査役がおこない、人事異動、懲戒処分に関しては監査役の同意を得ておこなうこととしております。
9. 当社および子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(a) 当社取締役は、会社に著しい影響を及ぼす事実が発生し、または発生するおそれがあるときは、監査役に速やかに報告します。
(b) 監査役は、一部子会社の監査役を兼任し、各社の業務遂行状況等の報告を受ける体制としております。
(c) 監査役は、必要があると認めるときは、取締役および社員に報告を求めることができることとしております。
(d) 内部監査・内部統制部門および経営管理部門は、当社グループにおける内部監査、リスク管理等の現状を報告することとしております。
(e) グループ各社で内部通報規程を定め、グループの役職員からの通報窓口を当社の監査役とするともに、当該通報をしたことを理由とする、解雇その他の不利益な取り扱いを禁止しております。
10. その他監査役が監査が実効的におこなわれることを確保するための体制
(a) 監査役会は、会計監査人および内部監査・内部統制部門から監査内容について説明を受けるとともに、必要な情報の交換をおこなうなど連携をはかっております。
(b) 監査役の職務執行に係る費用については、あらかじめ予算に計上し、請求に応じております。また、臨時に発生した費用についても、正当性を確認のうえ、請求に応じております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

＜反社会的勢力排除に向けた基本的考え方＞

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係をもたず、不当請求等には毅然とした態度で臨みます。

＜反社会的勢力排除に向けた整備状況＞

当社の「社業の発展を通じて社会に貢献する」という考えを基軸とする企業理念を実践するにあたって共有すべき倫理感や法令遵守の精神が織り込まれている「行動基準」を役員、社員に対し計画的に教育・研修していくと同時に、日々唱和することにより、その遵守徹底をはかっております。

したがって、反社会的勢力との関係遮断についても、「倫理規程」の定めとともに、「行動基準」の一環としてさまざまな機会を通じて社内に周知徹底し、企業倫理の定着に努めており、企業経営および日常の業務について、必要に応じて弁護士などの複数の専門家から経営判断上のアドバイスを受ける体制をとっております。

また、工事前請基本契約書に反社会的勢力の排除条項を導入し、社員への徹底をはかるため暴力団排除条例についての参考資料を全員に通知しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項